

今後の取組について

令和5年度第2回 事業用自動車健康起因事故対策協議会

【これまでの取組】

- 事業者向け健康管理マニュアルの策定（H22、H26改訂）
 - 睡眠時無呼吸症候群マニュアルの策定（H15、H19・H27改訂）
 - 脳血管疾患対策ガイドラインの策定（H30）
 - 心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインの策定（R1）
 - 自動車運送事業者における視野障害対策マニュアルの策定（R4）
 - スクリーニング検査モデル事業（脳疾患：H30～R4、視野障害：R3～）
 - 健康起因事故に対する監査の強化（R3年6月～）
 - 健康起因事故対策協議会の開催（H27～）
- 等

【今後の取組方針】

事業者が運転者の健康管理を行うためのマニュアル等は整備されてきており、認知度も向上してきているところ、今後はそれらを実際に活用し、マニュアル等に記載されている内容を確実に実施するための手法等を検討していく。

＜今後の取組方針に対する委員・オブザーバーからの主なご意見＞

「2024年問題」をはじめ、ドライバーを取り巻く環境は大きく変わってきている。法令上、自動車運送事業は過労運転の防止のみならず疾病運転防止が求められているが、航空、鉄道、船舶などの他の公共交通機関の健康起因事故防止対策の実態を改めて調査し、国土交通省が中心となり事業用自動車の健康起因事故を防止するにはどうあるべきか分析し、今後の時代に合わせた対策を検討していただきたい。

バスにおいては運転手不足が以前から問題であり、路線廃止などにも至っている。そのような状況でも、事故に至らずに運行を中断しているケースが多く、意識が高いと考える。スクリーニング検査については、他の運輸モードも見ながら、医学的見地の観点から危険因子との関係に対し検討をいただき、運転手の安全、お客様の安全を確保できる対策を講じていただきたい。

コロナの影響もありコミュニケーションがうまく取れないことやカスタマーハラスメントの事例もあり、うつ傾向の運転者も増えてきている。点呼などを通じて日々のコミュニケーションを通じてフォローアップする必要があると感じている。

＜今後の取組方針に対する委員・オブザーバーからの主なご意見＞

マニュアル等の整備や認知度の向上とあるが、まずは現状把握をしっかりと実施するべきではないか。現状の把握がなければ今後の取組に繋がらないので検討していただきたい。

睡眠時無呼吸症候群起因の事故報告が今回数件見つかっているが、まだまだ水面下に存在する。対策について強化してほしい。各種調査の結果についてどのように現場に反映させるかがポイント。また、ドライバー不足も深刻であることから、少人数の方の病気発見より、予防対策などに尽力をする必要があるのではないかと考える。

脳健診モデル事業の中で、疾病の早期発見、早期治療ができた事例を多数確認できたことは医学的にも重要な知見である。具体的な事例を明らかにしていただけるとより議論が広がると考える。

脳健診モデル事業の中で動脈瘤が見つかるなど効果があったと考える。ただし、これを全員に展開するのは難しい。特に地方のタクシー業界などはそもそも事業が立ち行かないなどの状況がある。運転者の待遇改善をするためには、会社が良くなる必要がある。健康に対して予防を行っている企業へ優遇措置を取るなど促進策を検討していただきたい。

健康起因事故防止に対する他運輸モードの状況について

鉄道

- 運転免許取得時、**疾病及び身体機能障害がない事の確認**（動力車操縦者運転免許に関する省令 第3条第3項及び第8条の2）
（**心臓疾患**、神経及び精神の疾患、眼疾患、運動機能の障害、言語機能の障害その他の動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる疾病又は身体機能の障害）
- 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員に対し、**必要な適性、知識及び技能を保有していることを確認**
（鉄道に関する技術上の基準を定める省令 第10条第2項）
- SASについては、自動車局作成の**睡眠時無呼吸症候群マニュアルを事業者へ周知**（平成19年、令和元年）

船舶

- 国土交通大臣が指定する医師が船内労働に適することを証明した**健康証明書を持たない者の船舶への乗り組みの禁止**（船員法 第83条第1項）
（健康証明書の合格標準（一部抜粋）：各種結核性疾患、新生物、糖尿病、**心臓病**、**脳出血**、**脳梗塞**、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者は不合格）
（健康証明書の有効期間：1年 色覚検査は6年 結核は6月に短縮する場合あり）

航空

- 航空機に乗り組んでその運航を行うものへの**航空身体検査証明の義務付け**（航空法 第31条第1項）
（航空身体検査マニュアルに、**睡眠時無呼吸・低呼吸症候群**や**心筋症**又はその疑いのあるもの、**動脈瘤**又はその治療歴のあるものなど、不適合状態が定義されている。）
- 身体検査基準に適合しない者の**航空業務の禁止**（航空法 第71条第1項）
（身体検査基準に適合しなくなった場合は、有効期間内であっても、航空業務を行ってはならない。）

ドライバーを取り巻く環境の変化に応じた実効性のある健康起因事故対策に向けた検討

- 事業者が取り組んでいる健康起因事故の未然防止対策について他の公共交通機関の取組状況を調査し、自動車運送事業における健康起因事故防止のあるべき姿を検討していく。
- 各種マニュアル・ガイドラインについて、検査内容や手法などについて最新の情報を反映させるとともに、スクリーニングモデル事業で分かったことなどの具体的事例を織り込み、最新の情報に基づき事業者が確実に対応できるよう改定を行う。
- SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害など従前から取り組んでいる疾患に加え、運転者を取り巻く環境を総合的に判断し、新たな項目についての検討を行う。
(例:アルコール依存症、精神疾患等)